

# 後見開始、保佐開始または補助開始の 審判の取消しの申立てについて

福岡家庭裁判所後見センター

## 1 この申立てについて

後見開始(保佐開始、補助開始)の原因が消滅したとき(判断能力が回復した場合)は、裁判所に後見開始(保佐開始、補助開始)の審判の取消しの申立てをすることができます。

## 2 申立てに必要なもの

### (1) 申立て費用

収入印紙 800円

郵便切手 3675円

(内訳: 500円×4、100円×6、84円×10、10円×20、5円×5、  
2円×5)

※ 郵便切手は貼らずに提出してください。

### (2) 提出する書類

申立書

診断書(成年後見制度用)

※ 判断能力が後見開始(保佐開始、補助開始)の審判による保護を要しない状態にまで回復した旨の診断書です。

《後見人等又は本人の住所に変更があった場合》

住民票(マイナンバーの記載のないもの)又は戸籍附票  
又は変更後の登記事項証明書

《後見人等又は本人の本籍又は氏名に変更があった場合》

戸籍謄本又は変更後の登記事項証明書

《申立人が本人の親族の場合》

申立人と本人の関係がわかる戸籍謄本

※ 既に裁判所に提出済みで、記載内容に変更がない場合は提出不要です。

※ 上記以外に裁判所から書類の提出をお願いする場合があります。

以 上